

川越市育英資金貸付基金条例施行規則の改正（案）について

平成24年1月

教育総務部 教育総務課

1. 趣旨

川越市では、経済的理由により高等学校等の学校へ進学することが困難な方の経済的自立を助成し、併せてその才能を育成するために、入学金・学資金を貸与する育英資金の貸付を行っております。

この制度は基金で運営されていることから、貸付金の返済は、安定した制度運営に欠かせないものとなっております。

こうしたことから、保護者等の同居親族の方にも連帯保証人として、返済に責任を負っていただくことで、制度の安定的な運営を図ろうとするものです。

2. 主な内容

現在、育英資金の貸付を受けるにあたっては、同居親族以外の連帯保証人が1名必要です。今回の改正により、新たに貸与を受ける方については、必要な連帯保証人を現行の1名から2名に変更することとします。

新たに追加される連帯保証人1名は、保護者の同意により貸付を受ける方については保護者とし、その他の方については原則父母等同居親族の方とします。

それに伴い、様式の連帯保証人欄に、署名欄を追加します。

⇒別添の「川越市育英資金貸付基金条例施行規則の様式（案）」を参照

また、連帯保証人の県内居住の要件を削除することとします。

3. 施行期日

この改正案は、平成24年3月1日から施行しようとするものです。